

議案第55号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正内容

令和2年度から特別区で順次設置される児童相談所における業務に対し、児童相談所の業務の特殊性を考慮するとともに、給与上の人材確保策として、児童相談所業務に関する特殊勤務手当を措置する。

| 手当名 | 支給形態 | 支給額 | 対象業務 |
|-----------|------|--------|---|
| 児童相談所業務手当 | 日額 | 1,470円 | (一時保護業務) 児童福祉法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したとき |
| | 日額 | 490円 | (児童相談所業務) 児童福祉法第12条第2項に規定する業務(同法第11条第1項第2号ホに定める業務を除く。)を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき |

2 施行期日

令和2年4月1日